

## 宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業【宮城県】



※下線部が更新箇所

## 「宮城県再犯防止推進計画」の進行管理

## 「第二次宮城県再犯防止推進計画」の構成事業

番号	施策の方向性 括弧内は第二次宮城県再犯防止推進計画上での方針の方向性	事業名	事業の内容	R5年度 最終予算額 【単位：千円】	R5年度 事業実施状況	R6年度 当初予算額 【単位：千円】	R6年度の計画	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業名	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業の内容	事業推進上の課題・今後(令和7年度以降5か年) の方向性について	担当課・係名
1	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	保護観察少年に対する職業定着支援	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、かつ、その間において職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援する。	2,362	○任用内容 労働時間：週5日勤務 5.75時間/日 業務内容：文書の発送・整理、執務室等の環境整備等 対象者：男性1人 任用期間：R5.4.1～R6.3.31	2,654	○任用内容 労働時間：週5日勤務 5.75時間/日 業務内容：文書の発送・整理、執務室等の環境整備等 対象者：男性1人(20歳) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31(予定)	保護観察少年に対する職業定着支援	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、かつ、その間において職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援する。	任用期間終了後、他の職場に就職できるようにスキルを習得を支援し、関係機関と連携を強化する必要がある。 また保護観察所と共に対象者の安定的な雇用に努める。対象者の直接雇用は基礎自治体単位の実施が難しく、国の第二次再犯防止推進計画上の県の役割とも合致している。対象者の自立や社会復帰を促すためにも、事業を継続する必要がある。	社会福祉課(団体指導班)
2	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)	直ちに一時就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援する。	43,802	対象者6人に対し、就労準備支援(生活リズム改善、事業所への職場体験や見学等)を行った。	43,802	生活困窮者自立相談支援センターに委託した相談者のうち、直ちに一般就労が困難な者に対し生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援する。	就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)	直ちに一時就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援する。	対象者の利用箇所を増加させるために、理解の事業所の拡大が必要がある。また、就労準備支援事業を利用するためには、相談者自身の生活リズム改善が必要であり、長期的な視点で推進していく必要がある。	社会福祉課(生活自立・支援班)
3	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	沿岸地域就職サポートセンター事業	沿岸地域(石巻市、塩竈市、気仙沼市)に就職サポートセンターを設置し、地域企業の求人情報や企業情報を収集し、求職者等とのマッチングに繋げ、沿岸地域の企業の人材確保を図る。	-	事業終期のため、R3以降廃止	-	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	雇用対策課
4	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	若年者就職支援ワンストップセンター設置事業	みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)を設置し、国の委託事業及び新年応援ハローワークと連携しながらワンストップで就職支援を実施する。	58,683	新規登録者1,955人、センター利用者18,704人、うち就職者数2,582人(令和6年3月末現在)	61,465	○県委託事業 ・キャリアコンサルティング ・就職支援セミナーの実施 ・企業採用コンシェルジュの配置 ○国委託事業 ・合同企業説明会の開催 ・職場体験や職場見学等 ○その他 ・併設の新卒応援ハローワークによる職業紹介の実施	若年者就職支援ワンストップセンター設置事業	みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)を設置し、国の委託事業及び新年応援ハローワークと連携しながらワンストップで就職支援を実施する。		雇用対策課
5	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	みやぎの若者の職業的自立支援対策事業	若年無業者を対象とした就職支援施設として県が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」における支援の一部として、臨床心理士等による心理カウンセリング及びジョブトレーニング等による就労体験を実施し、職業的自立支援を行う。	1,958	・地域若者サポートステーション(3団体)への事業委託(新規登録者数274人、進路決定者数99人(令和6年3月末現在)) ・地域若者サポートステーションと関係機関の連携を強化するため「宮城県若者自立支援ネットワーク」(全22機関)会議を8月に開催	2,022	○サポステ事業の一部委託 ・臨床心理士等によるカウンセリング(職業的自立に向けた相談) ・職業ふれあい事業(職場見学、職業講話、就労セミナー、ビジネスマナーセミナー等) ・ジョブトレーニング(就業体験、ボランティア活動) ○「宮城県若者自立支援ネットワーク会議」の開催、年1回程度	みやぎの若者の職業的自立支援対策事業	若年無業者を対象とした就職支援施設として県が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」における支援の一部として、臨床心理士等による心理カウンセリング及びジョブトレーニング等による就労体験を実施し、職業的自立支援を行う。		雇用対策課
6	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	女性・高齢者等新規就業支援事業	女性・高齢者等を主な対象として就職サポートセンターを設置し、求職者に対する支援を行うとともに、地域企業の求人情報や企業情報の収集などにより、求職者とのマッチングを図る。	-	事業組替(別財源の活用)に伴いR3以降廃止	-	事業組替(別財源の活用)に伴いR3以降廃止	事業組替(別財源の活用)に伴いR3以降廃止	事業組替(別財源の活用)に伴いR3以降廃止	事業組替(別財源の活用)に伴いR3以降廃止	雇用対策課
7	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置	宮城県の建設工事入札参加資格登録に際して、犯罪や非行歴がある者を雇用している企業においては、参加資格等級の格付けにおいて加点がされる。		資格の承認をした事業者に対し総合点の付与を行っており、多数ある項目の「地域貢献」の中の一つとして「犯罪や非行歴のある者を雇用している」ことを保護観察所が発行する証明書に基づき評価している。令和5年度に格付けの見直しを行った企業では、数者の実績があった。		令和6年度においては、建設工事入札参加資格登録の定時申請を行うため全登録企業に対し通知を送付し、当該項目の申請があった場合は証明書の添付をもって加点を行うもの。	協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置	宮城県の建設工事入札参加資格登録に際して、犯罪や非行歴がある者を雇用している企業においては、参加資格等級の格付けにおいて加点がされる。	今後も継続して実施する。	契約課
8	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	みやぎ人財活躍応援センター運営事業(上記「沿岸地域就職サポートセンター事業」「女性・高齢者等新規就業支援事業」の後継事業)	雇用支援拠点を県内4か所に設置し、登録制による、トータルかつきめ細かな支援を行うとともに、地元企業の求人情報や企業情報をマッチングに繋げ、県内企業の人材確保を図る。	143,082	新規登録者数 3,176人 就職者数 3,792人	143,300	事業終期(組替)のため、R5以降廃止	みやぎ地域活性化雇用創造プロジェクト(「みやぎ人財活躍応援センター運営事業」の後継事業)	雇用支援拠点を県内4か所に設置し、トータルかつきめ細かな求職者に対する支援や企業の採用力向上の支援を実施するとともに、求職者と企業とのマッチングを支援し、県内企業の人材確保を図る。	令和6年度から令和8年度までの3か年、圏域ごとの雇用情勢に応じた求職者及び企業支援を集中的に実施する。	雇用対策課雇用推進班
9	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	子育てと仕事の両立のための多様な働き方支援事業	出産・子育て・介護等をきっかけに離職した女性の再就職を支援する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」の運営。		令和5年度 新規利用登録者 233人 就職決定報告者数 延べ46人		・キャリアコンサルティング ・就職応援セミナー、リスキリングのためのオンライン講座の開催 ・市町村等と連携した出張相談会の開催 ・企業向けセミナー、企業向けコンサルティング事業の実施	子育てと仕事の両立のための多様な働き方支援事業	出産・子育て・介護等をきっかけに離職した女性の再就職を支援する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」の運営。	利用拡大に向けて、出張相談会の開催等を通じてさらなる認知度の向上を図っていく。	雇用対策課雇用推進班

宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業【宮城県】



※下線部が更新箇所

「宮城県再犯防止推進計画」の進行管理

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の構成事業

番号	施策の方向性 括弧内は第二次宮城県再犯防止推進計画上で施策の方向性	事業名	事業の内容	R5年度 最終予算額 【単位：千円】	R5年度 事業実施状況	R6年度 当初予算額 【単位：千円】	R6年度の計画	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業名	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業の内容	事業推進上の課題・今後(令和7年度以降5か年) の方向性について	担当課・係名
10	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	地域生活定着支援センター事業	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。	28,373	地域生活定着支援センターの運営をNPO法人ワンファミリー仙台に委託し、コーディネート業務23件、フォローアップ業務42件、相談支援業務8件、被疑者等支援業務7件を実施した。(R6.3月現在)	28,599	地域生活定着支援センターの運営をNPO法人ワンファミリー仙台に委託し、矯正施設退所予定者等や刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等への支援を行い、矯正施設退所者等の社会復帰を支援する。	地域生活定着支援センター事業	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、宮城県が設置する「宮城県地域生活定着支援センター」が、受入れ施設等のあっせんや、矯正施設退所者を受け入れた施設への助言、福祉サービス等の利用相談に応じた助言や必要な支援等を実施していきます。	令和3年度より本事業に加わった被疑者等支援業務(入口支援)について、仙台地方検察庁や仙台弁護士会等の関係機関と連携体制を構築する必要があり、委託先であるNPO法人ワンファミリー仙台との連携が必要。本事業は全国で標準的に実施されている事業であり、高齢・障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。	社会福祉課(団体指導班)
11	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	住居確保給付金(生活困窮者就労支援制度)	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとするとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図る。	12,753	生活困窮者世帯を対象にのべ64件、2,640,100円の支給をすることで、当該世帯の安定した住居の確保を支援した。	4,339	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとするとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図る。	住居確保給付金(生活困窮者就労支援制度)	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとするとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図る。	住居確保給付金の支給を待たずにお自立に至らない方について、当該者の生活困窮の状況を踏まえた自立に向けての支援が必要な状況となっている。	社会福祉課(生活自立・支援班)
12	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者であり所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促す。	17,403	居所を喪失した方8名を対象に、一時的な衣食住の提供や面談支援等を行い、対象者が新たな居所や就労先の確保をするまでの支援を行った。	18,935	住居のない生活困窮者であり所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促す。	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者であり所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促す。	対象者の多くは過去に何らかの課題を抱えており、新たな居所を確保するだけの支援では再度同様の状況に陥るリスクが高いため、新たな居所に入居した後も生活の見守り支援を行うことが必要な状況となっている。	社会福祉課(生活自立・支援班)
13	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	宮城県再犯防止推進モデル事業	国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、罪を犯した者を対象とした住居の確保に関する課題の調査及び、課題解決に向けた取組とした「日常生活支援センター」を設置し、その実施結果を踏まえて支援のあり方を検討する。	-	事業終期のため、R3以降廃止	-	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	事業終期のため、R3以降廃止	社会福祉課(団体指導班)
14	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	住宅セーフティネット構築推進事業	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、みやぎ住まいづくり協議会を運営し、住居確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る。 ※ 住居確保要配慮者…低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者等が含まれる。	3,242,800	(1) 民間賃貸住宅に単身で入居している方に対する見守り支援 (2) 地域における地域居住支援体制構築に向けた普及啓発活動(勉強会開催等) (3) 居住支援法人連絡会における運営・調整事務等 (4) 居住支援法人に関するパンフレット・チラシ等の更新及び作成	9,700,000	(1) 地域における地域居住支援体制構築に向けた普及啓発活動(勉強会開催等) (2) 居住支援法人連絡会における運営・調整事務等 (3) 居住支援法人に関するパンフレット・チラシ等の更新及び作成	住宅セーフティネット構築推進事業	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、みやぎ住まいづくり協議会を運営し、住居確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る。 ※ 住居確保要配慮者…低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者等が含まれる。	事業費が国庫補助費(R10年終期予定)頼みとなっており、国の予算増額に左右されることから、安定して事業を推進することが困難である。また、事業内容においては、住居確保要配慮者に対するソフト面の支援については、効果的な取組が進んでいないため、これからも新たな取組を試しつつ、引き続き検討していく必要がある。	住宅課(企画調査班)
15	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)							民生委員	住居から生活や福祉に関する相談対応などの民生委員活動を機能的・効果的に推進するため、民生委員協議会活動費等を支援する。	民生委員のなり手不足が課題となっている。また民生委員についてのコラムを県政だより等に掲載し、啓発活動等に努める。	社会福祉課(団体指導班)
16	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)							アルコール健康障害相談拠点の設置	保健所及び精神保健福祉センターをアルコール健康障害の相談拠点として位置づけ、相談窓口としての対応及びアルコール依存症支援団体との連携を図り、地域における依存症の支援体制を構築する。	アルコール健康障害の相談拠点として、各保健所及び精神保健福祉センターを位置付けているが、アルコール以外の依存症の相談も増えてきている。	精神保健推進室
17	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)							薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談拠点の設置	精神保健福祉センターを薬物依存症相談拠点及びギャンブル等依存症の相談拠点として位置づけ、相談窓口としての対応及び依存症支援団体との連携を図り、地域における依存症の支援体制を構築する。	薬物依存症及びギャンブル等依存症の相談は各保健所でも対応している状況がある。今後、各保健所を相談拠点として位置付けていくことを検討。	精神保健推進室
18	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	地域生活定着支援センター(再掲)	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。	28,373	地域生活定着支援センターの運営をNPO法人ワンファミリー仙台に委託し、コーディネート業務23件、フォローアップ業務42件、相談支援業務8件、被疑者等支援業務7件を実施した。(R6.3月現在)	28,599	地域生活定着支援センターの運営をNPO法人ワンファミリー仙台に委託し、矯正施設退所予定者等や刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等への支援を行い、矯正施設退所者等の社会復帰を支援する。	地域生活定着支援センター事業(再掲)	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、各都道府県の関係機関と連携体制を構築する必要があり、委託先であるNPO法人ワンファミリー仙台との連携が必要。本事業は全国で標準的に実施されている事業であり、高齢・障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。	令和3年度より本事業に加わった被疑者等支援業務(入口支援)について、仙台地方検察庁や仙台弁護士会等の関係機関と連携体制を構築する必要があり、委託先であるNPO法人ワンファミリー仙台との連携が必要。本事業は全国で標準的に実施されている事業であり、高齢・障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。	社会福祉課(団体指導班)

宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業【宮城県】



※下線部が更新箇所

「宮城県再犯防止推進計画」の進行管理

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の構成事業

番号	施策の方向性 括弧内は第二次宮城県再犯防止推進計画上での方針の方向性	事業名	事業の内容	R5年度 最終予算額 【単位：千円】	R5年度 事業実施状況	R6年度 当初予算額 【単位：千円】	R6年度の計画	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業名	第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業の内容	事業推進上の課題・今後(令和7年度以降5か年) の方向性について	担当課・係名
19	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物問題相談及び薬物乱用防止事業	各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受ける。また、「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てる。	116	各保健所等において、メールや電話及び対面にて個別相談に応じた(44件(仙台市除く))。令和5年度の薬物中毒対策連絡会議は業務都合により欠席した。	60	各保健所等において、引き続き、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受ける。また、「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てる。	薬物問題相談及び薬物乱用防止事業	各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受ける。また、「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てる。	引き続き各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受ける。また、「薬物中毒対策連絡会議」に継続的に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てる。	業務課
20	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物乱用対策本部事業	「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期：令和元年度から令和5年度)に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行う。	99	「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針等について、取りまとめ、県民やその他関係機関に広く周知した。また、若年層に広まる大麻やオーパードーズ対策を含む宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期)を策定した。	184	「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期：令和6年度から令和11年度)に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行う。	薬物乱用対策本部事業	「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期：令和6年度から令和11年度)に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行う。	引き続き「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期：令和6年度から令和11年度)に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行う。	業務課
21	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物依存集団回復プログラム(NICE)	薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象に、薬物依存からの回復を支援するためのテキストを用いた集団回復プログラムを行う。また、自動グループへ繋がるための支援を行う。	348	・実施回数：全12回(月1回) ・参加者：集4名 延べ22名 ・プログラムに参加された事のある方へ近況確認の提供等のため、センターから電話連絡や手紙の送付を行っている。	334	年12回(月1回)の開催を継続する。プログラム開催に関する情報をホームページやラジオ放送等で普及啓発する。	薬物依存集団回復プログラム(NICE)	薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象に、薬物依存からの回復を支援するためのテキストを用いた集団回復プログラムを行う。また、自動グループへ繋がるための支援を行う。	当事者がプログラムや相談に継続できるような取り組みを行っていく。当事者や関係機関等に向けた依存症相談窓口、プログラム等の普及啓発を引き続き継続していく。	精神保健福祉センター
22	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携	ダルク等の自動グループ、医療機関等と定期的に情報共有を図り、連携を強化し円滑に回復を支援する。	0	月1回、仙台保健観察所が主催する「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」に出席し、仙台ダルク、アロー蘭木などの自動グループ、東北余病院などの医療機関及びその他関係機関・団体の担当者との積極的な意見交換を行い、連携の強化に努めた。	0	継続して前記協議会等に出席し、活発に情報交換するなどして、関係機関・団体との連携強化を図り、薬物依存症からの円滑な回復支援に努める。	薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携	ダルク等の自動グループ、医療機関等と定期的に情報共有を図り、連携を強化し円滑に回復を支援する。	関係機関・団体と連携した上、薬物依存症からの回復支援に係る連携の役割を担い、対象者の自立や社会復帰を促すためにも事業の継続に努める。	県警本部組織犯罪対策第二課・企画推進係
23	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組	警察において検挙した者に対し、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援する。	0	・警察が取り扱った薬物事犯のうち、起訴後であり、捜査が終了している中で、執行猶予付き判決が見込まれる者等に対し、警察庁作成の薬物乱用防止対策に当たる関係機関・団体に関する情報提供を実施した。 ・東北少年院在院者に対する講話を実施し、薬物再乱用防止についての理解を深めた。	0	薬物事犯者に対して薬物再乱用防止対策資料による関係機関・団体に関する情報提供を継続して実施していくと共に、実施対象者に対する実施前での向上に努める。	薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組	警察において検挙した者に対し、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援する。	薬物事犯者が継続して薬物再乱用防止に関する基礎的な知識を得たり、関係機関・団体に相談できる環境作りを努める。	県警本部組織犯罪対策第二課・企画推進係
24	5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援							DV防止事業	従来のDV被害者及び加害者を生まないための人権教育及び性教育の推進を目的に、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校(仙台市を除く)にデートDVに知見のある民間支援団体や座談人材を派遣し出前講座を行うもの。	参加希望校は増加傾向にあり、DV被害者及び加害者を生まないために引き続き事業を継続して行う。	子ども・家庭支援課 家庭生活支援班
25	5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援	ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業	警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。	48	加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進した。	48	加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。	ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業	警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。	カウンセリングや治療の必要性に関し、加害者の理解を得ることが困難な場合が少なくないことから、加害者に対する継続的な連絡を行い、カウンセリング等の有効性を理解させ、地域精神科医療機関との連携を推進する。	県警本部県民安全対策課
26	5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について(通達)(令和5年7月7日付け警察庁生活安全局長ほか)に基づき、16歳未満の子どもの被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた施策を推進する。	0	子供対象・暴力的性犯罪の出所者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置を講じた。	0	子供対象・暴力的性犯罪の出所者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置を講じている。	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について(通達)(令和5年7月7日付け警察庁生活安全局長ほか)に基づき、16歳未満の子どもの被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた施策を推進する。	再犯防止に向けた施策の推進にあたっては、関係機関・団体と迅速かつ柔軟に連携することが重要である。引き続き、子供対象・暴力的性犯罪の出所者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置を講じている。	県警本部県民安全対策課
27	5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援	社会復帰アドバイザーの配置	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)に基づき、社会復帰アドバイザーの配置を図り、離脱の意志を有する者に対する支援等に取り組む。(令和6年2月時点、35都府県には48名の社会復帰アドバイザーが配置・運用されている。)		なし。「社会復帰アドバイザーの配置」に向け、継続して予算要求中。	3,875	「社会復帰アドバイザーの配置」に向け、予算要求を継続する。	社会復帰アドバイザーの配置	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)に基づき、社会復帰アドバイザーの配置を図り、離脱の意志を有する者に対する支援等に取り組む。(令和6年2月時点、35都府県には48名の社会復帰アドバイザーが配置・運用されている。)	令和元年度から令和6年度まで「社会復帰アドバイザーの配置」に向け、宮城県へ予算要求を行っているものの、「社会復帰アドバイザーの配置」の実現には至っていない。	県警本部組織犯罪対策第一課

宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業【宮城県】



※下線部が更新箇所

「宮城県再犯防止推進計画」の進行管理

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の構成事業

Table with 11 columns: 番号, 施策の方向性, 事業名, 事業の内容, R5年度最終予算額, R5年度事業実施状況, R6年度当初予算額, R6年度の計画, 第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業名, 第二次宮城県再犯防止推進計画上の事業の内容, 事業推進上の課題・今後(令和7年度以降5か年)の方向性について, 担当課・係名. Rows 28-35 contain detailed project information.

宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業【宮城県】



※下線部が更新箇所

「宮城県再犯防止推進計画」の進行管理

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の構成事業

Table with 11 columns: No., Policy Direction, Project Name, Project Content, R5 Budget, R5 Status, R6 Budget, R6 Plan, Project Name, Project Content, Progress/Remarks, and Staff. Rows 36-44 detail various initiatives like community support, network meetings, and awareness campaigns.